

今月のお知らせ

後期高齢者医療制度の保険料率改定について

後期高齢者医療制度の保険料率が改定され、令和8年度より、従来の医療分に加えて、子ども・子育て支援納付金分が保険料に加わります。

令和8年度の保険料率は、医療分の被保険者均等割額が64,931円、所得割率が11.51%、賦課限度額が85万円となり、子ども・子育て支援納付金分の被保険者均等割額が1,373円、所得割率が0.24%、賦課限度額が2.1万円となります。

また、世帯の所得が一定基準以下の場合に適用される医療分の均等割額の軽減措置のうち7割軽減について、令和8年度は7.2割軽減となります。

なお、決定した保険料額については、7月にお知らせします。

問 窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番
☎06-6682-9956

「令和8年経済センサス-活動調査」を実施します

我が国全ての事業所及び企業を対象に、6月1日現在で全国一斉に実施します。

【調査方法】

(4月) インターネット回答用書類が郵送されています。

(5月) インターネット未回答の事業所や新たに把握した事業所に調査員が調査票を配布します。
※調査員は顔写真付きの調査員証を携行しています。

【回答方法】

安全で便利なインターネット回答をぜひご利用ください！

※郵送、調査員による直接回収も可能です。

問 総務課(統計調査担当) 窓口④番
☎06-6682-9903

繁殖期のカラスにご注意を！

カラスは春先に高い木の枝などに巣を作り、5月から6月頃にヒナを育てます。この時期に親カラスがヒナを守るために、巣に近づいた人に対して大きな声で鳴き続けたり、威嚇行動をとったりすることがあります。このような場合は、あわてずにその場から離れましょう。



巣立ち直後のヒナは地面に落下してしまうことがあります。ヒナに近づくと、ヒナを見守っている親カラスに威嚇されることがありますので、ヒナには近づかないようにしましょう。

迷惑だからといって、カラスを捕獲したり、卵やヒナを捕ることは禁止されています。どうしても被害が減らない場合は、捕獲許可について動物管理センター分室(☎06-6978-7710)にご相談ください。なお、許可申請及び捕獲については、その場所の所有者等を実施していただくこととなります。

カラスのエサとなる生ごみは決まった時間に、決まった場所に出しましょう。また、カラスは目で食べ物を探しているため、生ごみを出すときは、水分を十分に切ったうえ、新聞紙などできちんと包むことにより、ごみ袋の外側から生ごみが見えないようにしましょう。



問 保健福祉課(健康支援) 窓口③番
☎06-6682-9973



詳しくはこちら

大阪市国保被保険者のみなさまへ 令和8年度保健事業のお知らせです

大阪市国保では、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の予防に向け、40歳以上の方(年度内に40歳になる方を含む)を対象に、無料で受診できる「特定健診」を実施しています。対象となる方には、4月末頃に緑色の封筒で「受診券」を送付しています。

また、特定健診のほか、30歳以上の方を対象に「国保人間ドック」を実施しています。健診料は30～39歳の方が15,000円、40～74歳の方が10,000円、昭和36年4月～昭和37年3月・昭和41年4月～昭和42年3月・昭和46年4月～昭和47年3月・昭和51年4月～昭和52年3月・昭和56年4月～昭和57年3月・昭和61年4月～昭和62年3月生まれの方が無料です。40歳以上の方が国保人間ドックを受診する場合は、特定健診の「受診券」が必要です。

そのほか、18歳以上の方を対象とした「国保プラス健診」を実施しています。特定健診の必須項目に胸部エックス線、心電図、貧血、視力、聴力等の項目を追加し、1,800円で受診することができます。詳しくは「受診券」に同封の「国保健診ガイド」(各区役所の窓口でも配布しています)、または大阪市ホームページをご覧ください。

ご自身の健康管理のため、1年に1回健診を受けましょう。

問・特定健診受診券に関すること 窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎06-6682-9956
・健診内容・健診場所に関すること 保健福祉課(健康支援) 窓口③番 ☎06-6682-9882
・国保人間ドックなどその他保健事業に関すること
福祉局生活福祉部保険年金課(保健事業) ☎06-6208-9876



HPはこちら

令和8年度 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収税額決定通知書を送付します

令和8年度の市民税・府民税・森林環境税の給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書を、令和8年5月中旬から事業主(会社等)を通じて、給与所得者(従業員等)の方に送付します。

なお、3月17日(火)以降に所得税または市民税・府民税の申告をされた方は通知書に申告内容が反映されていない場合がありますが、この場合は7月以降に変更通知書を送付します。

給与所得者の市民税・府民税・森林環境税は、事業主(特別徴収義務者)が、毎年6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引き(特別徴収)のうえ、大阪市へ納めることが義務付けられています。

なお、新たに会社等にお勤めになられた方も、事業主を通じて届出することにより、年度途中でも特別徴収へ切り替えることができます。

問 あべの市税事務所 市民税等グループ ☎06-4396-2953



詳しくはこちら

よりよい川づくりにご協力ください ～河川愛護モニター募集～

大和川を優しく見守ってくださる河川愛護モニターを募集します。

対象河川:大和川・石川・曾我川・佐保川の国土交通省管理区間

委嘱期間:令和8年7月1日(水)～

令和9年6月30日(水)

活動内容:月に2回、河川敷2～4km程度を徒歩や自転車で巡回し、その結果を報告していただきます。

応募資格:お住まいが対象河川の近く(概ね5km以内)の満20歳以上の方

謝 礼:月額4,580円(予定)

※支払額は3.063%源泉徴収された額となります。

申 右記二次元コードから応募様式をダウンロードしていただき、必要事項を入力の上、メールにて送信(応募)してください。

※郵送や持参等による応募は受け付けておりません。

締 5月20日(水)

問 国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 管理課 河川愛護モニター募集係 ☎072-971-1381



応募様式はこちら

令和8年度 課税(所得)証明書の発行開始について

令和8年度(令和7年分所得)の課税(所得)証明書は6月1日(月)から発行できます。なお、会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方は5月20日(水)から発行できます。

<ご注意>

- ・会社等にお勤めで市民税・府民税の全額が給与から差し引き(特別徴収)される方で、コンビニ交付サービスを利用される場合は、6月1日(月)からの発行となります。
- ・会社等からの給与支払報告書の提出や所得税または市民税・府民税の申告がない場合などは発行できないことがあり、3月17日(火)以降に申告された場合は発行時期が遅れることがあります。

問 あべの市税事務所 管理担当 ☎06-4396-2948 ☎06-4396-2905

詳しくはこちら



子ども・大学生等に対して お米・食料品を給付します

大阪府では、物価高騰の影響を受けている子育て世帯及び大学生等を支援するため、「大阪府子ども・大学生等への食費支援事業」により、府内の子ども・大学生等や妊娠されている方を対象に10,000円相当のお米または食料品を給付しています。

給付を受けるためには申請が必要です。なお、手続きが簡略化される場合もありますので、詳しくはHPをご確認の上、ぜひ申請してください。

申 HPにて受付 締 6月25日(木)

問 大阪府子ども・大学生等食費支援事業コールセンター ☎0120-479-208 9:00～18:00(日曜・祝日を除く) ☎06-6676-8963



HPはこちら

ひふみ号による「花と緑の講習会」～毛糸玉の作り方～

【無料】【申込不要】

植物や緑に興味のある方、お気軽にご参加ください。
日 6月3日(水) 14:00～15:30
場 浜口東公園(西住之江1)
定 30人程度(当日先着順)

問 長居公園事務所 ☎06-6691-7200 ☎06-6691-6976



軽自動車税の納期限は、6月1日(月)です

問 あべの市税事務所 軽自動車税担当 ☎06-4396-2954